

目黒区立中目黒小学校「いじめ防止基本方針」

平成27年8月
平成29年9月改定
令和3年6月改定
令和6年5月改定
令和7年4月改定

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念

(1) いじめ防止に関する基本的な考え

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- いじめは、どの学級にもどの児童にも起こり得るという認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 全職員が、日常的にいじめ防止等に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決に努める。
- 児童の生命及び心身を保護することが特に重要との認識に立ち、いじめを受けた子供に寄り添うとともに、保護者、地域及び関係機関との連携を図り、解決に努める。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月 第2条）

<具体的ないじめの態様>

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

学校内において、いじめ防止等の組織的な取組を推進するために「**学校いじめ対策委員会**」を設置します。この組織を中心として、全ての教職員が組織的に対応できるよう共通理解を図り、学校全体でいじめ問題に関わる対策を行います。

※いじめ等を認知した場合には、週1回木曜日の生活指導夕会で報告を行います。

※学校いじめ対策委員会を年5回実施します。(6月・9月・12月・1月・3月)

【構成】

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー

【役割】

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成(4月)
- イ 具体的で実効性のある校内研修の企画(年間3回 6・11・2月)
- ウ 実態把握及び情報収集(毎月)
- エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の作成・見直し(4月)
- オ いじめ事案に関する事実関係の調査(随時)
- カ 再発防止に向けた取組の実施(随時)

なお、学校基本方針の見直し、学校で計画した取組みの進捗状況の確認、必要に応じた計画

の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行います。

(2) 学校サポートチーム

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、校長は「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置し解決に当たります。

学校サポートチームは、「学校いじめ対策委員会」の構成員に加えて、必要に応じて警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成するものとします。なお、構成委員については、案件ごとに校長が依頼し決定します。

3 いじめの未然防止

(1) 児童が安心して生活できる学級作りや授業づくり

- ・授業規律を徹底し、基礎基本の定着を図り、丁寧でわかりやすい授業づくりを行う。
- ・ペアやグループなどの小集団学習により、児童の関わり合いや認め合いを大切にされた授業づくりを通して、互いのよさを認め合えるようにする。
- ・SOS の出し方に関する授業やいじめに関する授業を実施する。
- ・縦割り班活動等の異年齢交流や学校行事・学級活動、ボランティア活動など、児童が活躍できる場や機会を設定し、自己有用感や自己肯定感を高めることができるようにする。
- ・全校児童を対象とした「いじめ防止プログラム」を事前に実施し、中学校と連携した「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」（5年生参加）を進める。また、実施後は、参加学年が全校児童への報告を行う。
- ・児童会活動として、いじめ防止の取組が推進されるよう、児童のリーダーシップによる主体的な取組を支援する。(例 「STOP いじめ」ポスター・新聞の制作、いじめ防止の標語の募集・決定、学校いじめ防止宣言の採択・決定、ホワイトリボン運動など)

(1) 豊かな情操や道徳心を培い、人権意識や規範意識を身に付け、互いを尊重し合う態度の育成

- ・全教育活動を通して、人権教育を推進し、自分も他者も大切にし、認め合って行動する児童を育成する。(人権啓発標語、人権擁護委員による「いじめ防止プログラム」、友達のキラリ発見、校長講話 等)
- ・年間35時間の道徳の時間を確実に行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域に向けて、道徳教育の取組について公開する。
- ・保護者ボランティアによる読み聞かせや朝読書、読書活動の推進により、豊かな情操を育むとともに心の安定を図る。
- ・生活科や総合的な学習の時間を中心として、福祉体験、ビオトープを活用した学習、稲作等の栽培活動、地域・保護者の協力による体験学習の充実を図り、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる心を育む。

(2) いじめ問題に係る教員の資質向上を図る。

- ・「目黒区立学校人権感覚セルフチェックシート」や「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した自己点検や校内研修(年3回以上)を行う。
- ・児童理解の会、特別支援教育全体会・分科会等でいじめ問題に係る内容について積極的に共通理解を図る。

(3) 保護者・地域等、児童を取り巻く大人同士が連携して児童を見守るとともに、いじめ問題について共通認識を図る。

- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室等で、いじめの未然防止について意見交換を図る機会を設ける。
- ・P T A役員会や住区住民会議等の場で、個人情報 の適正な扱いに十分留意し、情報交換・情報共有を行う。

4 いじめの早期発見

(1) アンケートの実施

いじめに関する個別のアンケートを年間4回実施し、いじめの実態を把握する。いじめやいじめにつながる内容について、速やかに管理職に報告する。(アンケートの保存期間3年間)

(2) 個人面談の実施

児童と担任やスクールカウンセラーとの個人面談を行い、表情を見ながら児童の状況を把握する。(SC全員面談：小学校5年 5月から7月に実施する)

必要に応じて、スクールカウンセラーとの個人面談を実施するとともに、全校児童に周知する。

(3) 児童の観察

管理職、スクールカウンセラー等による学級観察を行い、複数の職員で学級を支援し、複層的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止・早期発見につなげる。

(4) 保護者への説明と相談体制

保護者会や学校だより等により、いじめに対する学校の取組やスクールカウンセラーの紹介を行い、いじめ問題への取組についての理解を図る。また、スクールカウンセラーや教員による個別の保護者相談を行う。

(5) 関係機関等との連携

児童館、学童保育クラブ、ランドセルひろばなど、放課後の児童の活動が行われる場所でのいじめに関する情報について定期的(月1回)に情報を共有するように努める。

5 いじめへの早期対応

(1) いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聞き取り、継続的なケアを行う。いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聞き取り、課題や悩みを理解する等の配慮をしつつ、いじめは絶対にしてはならない行為であり二度と繰り返してはならないという毅然とした指導を、職員の共通理解・保護者の協力・関係機関等との連携により行うとともに、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命・身体または金銭的に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、被害児童を守るための適切な指導・支援を行うとともに、被害児童及び保護者の意向に配慮し、警察に相談・通報し、連携して対応する。

(3) 個別アンケート等を通じて把握した情報に基づいて、いじめ対策委員会を中心に、いじめの解決に向けた対応方針を決定し学校全体で共有して、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童への指導、まわりの児童へのケア等を職員の役割分担を明確にして取り組む。

(4) 把握したいじめの情報について、「いじめに関する児童等の記録(個票)」を作成し、学校全体で共有するとともに教育委員会へ提出し、情報共有を図る。

(5) いじめは簡単には解決しないことを認識し、被害児童への定期的なカウンセリング等を通して指導後も十分に様子を見守る。また、いじめを行った児童についても様子を十分把握し続けて、二次的ないじめの発生やいじめの陰湿化を防ぐ。

6 特別な支援を必要とする児童への配慮

(1) 担任と特別支援教室担任との連携

相互の連携を密に行い、それぞれの学級での言動や表情の変化等について情報を交換・共有する。また、個別指導計画の内容やそれぞれの学級での指導方針を共有する。

(2) 支援員等による見守り体制づくり

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会・帰りの会等の時間帯について、可能な限り、支援員等複数の職員で見守れる体制づくりを行う。

(3) 情報の共有

生活指導夕会等において当該児童に係る情報を共有する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) 児童の、メールやLINE、SNS等のメディア利用については、特定の個人同士や閉じられた人間関係の中で安易に情報の発信や交換・共有ができる等、その特殊性による危険性やトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努め、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を図る。
- (2) いじめを認知した場合は、書き込んだ文章や画像の削除等の迅速な対応を図り、事案によっては警察等関係機関と連携して対応する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

「児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

- (ア) 児童・生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 心身に重大な被害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- (オ) その他転学等重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

相当の期間とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。ただし、日数だけでなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、区立学校は重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

(3) 重大事態の調査

児童や保護者から訴えがあった場合は、学校に設置している「学校いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織を設置して調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、他の児童のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切な方法で情報を提供する。あわせて、教育委員会に報告する。

|